

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成31年3月19日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づいて、補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、1. (1) 第67回原子力規制委員会定例会が、明日3月20日水曜日、10時半から開催される予定でございます。議題は4件予定されております。

まず、議題1「平成30年度原子力総合防災訓練の実施成果について」。こちらは昨年8月25日及び26日に、原子力総合防災訓練を大飯発電所及び高浜発電所を対象として実施いたしました。その成果の概要につきまして、内閣府原子力防災の担当から報告いただくというものでございます。

次に、議題2「特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う関係法令類の改正案に対する意見募集の実施について」。こちらは一昨年の法改正、大規模な法改正がございましたが、そのうち放射性同位元素に対する防護措置の義務化などの部分が本年9月1日から施行されるということとなっております。この施行に必要な政令・規則などのうち中心的な部分、事業者に義務づけられる防護措置の内容などについては、既に昨年制定されたところがございますが、残りの改正事項のうちの一部、具体的には登録認証機関などに関する規則などの整備につきまして、案を委員会にお示しし、また、そのうち、必要なものについて意見募集を行うことについて、お諮りをするというものでございます。

次に、議題3「『緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム』のデータの平常時からの公表について」。こちらは議題に書いてあるとおりでございますが、原子力規制庁では、緊急時用のモニタリングポストによる測定結果について、緊急時に公表を行うということのために、議題にございますシステムを構築しているところでございます。これについて、従来想定しておりました緊急時のみならず、平常時から公表するということについて、委員会にお諮りをするというものでございます。

最後に、議題4「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請に関する審査についての討議」。こちらは先週の原子力規制委員会定例会の最後に委員会から指示があったということを受けて、議題になっているものでございます。日本原

燃株式会社の再処理事業の変更許可申請に関する審査につきまして、審査チームにおいて規制庁内部の検討用に作りました暫定版の資料をベースといたしまして、各委員から御指摘をいただき、御議論いただくということのために議題を立てているというものでございます。

次に、広報日程の2ページ目でございます。下段になります。3月25日月曜日、(6)第25回検査制度の見直しに関するワーキンググループ、こちらが午前中に開催される予定でございます。こちらのワーキンググループ、今回は記載されておりますような4件の議題が予定されております。

まず、1件目といたしまして「保安措置要求事項・保安規定記載要求事項について」ということで、来年予定されております本格施行に向けまして、規則改正などの方向性について、議論を行うというものでございます。

次に、議題2といたしまして「原子力規制検査等に係る規則、実施要領及び共通事項ガイドの見直しについて」ということで、こちらは4月から開始されるフェーズ2に向けまして、そこで用いる試運用版をお示しして、議論をするというものでございます。

次に、議題の3番目としまして「検査手数料の考え方について」ということで、こちらも本格施行に向けての案件でございますが、考え方について議論を行うという予定でございます。

次に、議題の4番目としまして、検査ガイド試運用版についてということ、4月からのフェーズ2の試運用に向けて、検査ガイドの試運用版をお示しして、議論をするという予定でございます。

最後に、広報日程の3ページ目、(7)第265回核燃料施設等に関する審査会合、こちらが同日3月25日月曜日の午後に開催される予定でございます。議題は、記載されておりますとおり、2件予定されております。

まず、1件目といたしまして、原子力研究開発機構の常陽についての審査が予定されております。内容は、炉心設計変更についてのコメント回答の予定でございます。

次に、議題の2番目といたしまして、日本原燃の廃棄物埋設施設の事業変更許可申請についての審査ということ、今回は、内容としては、異常時の放射線障害の防止などについての審査が行われる予定でございます。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

明日の定例会の議題4ですが、暫定資料というのは、私たちにも配られるのでしょうか。

○大熊総務課長 明日、委員会の際にその資料をお配りして、委員と同じものをお配りした上で、議論が行われるという予定でございます。

なお、先週の委員会の際にも、余談ですが、委員長から話ございましたが、資料そのものについての事務局からの説明は行わない見込みでございます。

○記者 ただ、それは暫定審査書案から抜き出した資料だと思われるのですが、そういう理解でよろしいですか。

○大熊総務課長 いわゆる審査書案、委員会で判断を求めるような熟度までは達していないということでございますけれども、形式としては、一応、全体をカバーして、審査書になっていくプロトタイプのような資料を、抜き出すといたしますか、それをそのまま、必要な、情報開示の問題があるような防護措置に係るものとかはマスキングをさせていただきますけれども、それ以外は基本的にはそのまま机上に提供するという予定でございます。

○記者 最後にしますが、要するに事務局側の説明はなく、それら項目について、委員の方々からランダムに質問が出たりというような形になるのでしょうか。

○大熊総務課長 今御指摘いただきましたが、先週、委員会でも委員長からそうした趣旨の発言がございましたけれども、委員からの指摘をいただくということでございます。議論の進め方がどうなるかは、委員長の議事進行によるので、ちょっとランダムかどうかは分かりませんが、事務局からの説明ではなく、委員から指摘をいただくということでございます。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 それでは、スギタさん。

○記者 共同通信のスギタです。

明日の定例会合の議題1についてなのですけれども、昨年8月に大飯と高浜を対象に、同時発災時の防災訓練についてということなのですけれども、この成果というのは、例えば、どういったことを報告されるように聞いていらっしゃいますか。

○大熊総務課長 内容は、また明日説明があるので、お聞きいただきたいと思うのですが、こちら、総合防災訓練の成果は、夏なり秋なりに行って、毎年その成果をまとめて、原子力防災担当から委員会に報告をいただいているものでございます。

訓練の成果は、ちょっとここでこれが成果ですということをもとめて申し上げるのは余り適切ではないかと思いますが、同時に事象が進展した場合というのを一つのテーマにして訓練を行ったということで、それを踏まえて、こうした点について実効性が確認できた、こういった手順が確認できた等々、ポイントの報告があり、また、その上で、今後の課題とか改善を要する事項などについても、恐らくと申しますか、何らかの報告があるというふうに承知しております。

○記者 ありがとうございました。

あと、もう一点なのですけれども、それに関連して、そもそもの質問で恐縮なのですが、住民の避難計画であったり、事故時の対応というのが、一義的には自治体であったりとか、内閣府と自治体が協力しながらしているものだというたてつけから、内閣府の防災担当が原子力規制委員会にこういった成果を報告するというふうになっているのかなと思ったのですけれども、そもそもなのですけれども。

○大熊総務課長 基本的には、今、御指摘というか、お話しいただいたとおりかと思いません。原子力の規制は原子力規制委員会、規制庁で責任を持って担当しておりますが、防災の部分は、今、お話がまさにございましたように、計画については、自治体が策定をします。それを内閣府原子力防災を中心に政府が支援をして、そこは技術的な側面では、私どももかかわって支援をしていくと。この訓練についても、内閣府原子力防災のほうを中心になって設計をし、実施をします。そこに原子力規制委員会、規制庁も参加をしますと、こういう分担になっておりまして、したがって、訓練の成果についても、内閣府原子力防災のほうから、全体についてまとめて報告をいただくということになります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、イワマさん。

○記者 毎日新聞のイワマです。

明日の委員会での議題3についてなのですけれども、こちらのほうは、明日の段階で、そうした公表についての方法というか、その案が出てくるという理解でよろしいのでしょうか。

そして、もう一つ、今回、このタイミングでこれを行うというのは、これまで課題だった緊急時放射線モニタリングの情報共有・公表システムがきちんと整備されたといえますか、それがこのタイミングだということによろしいのでしょうか。

○大熊総務課長 案が出てくるというお話だったので、こういう形で公表したいということを規制庁の方針としてお示しして、御了解がいただければ公表するということでもあります。案というのが適切か分かりませんが、公表の仕方のイメージが分かるような形での御説明になろうかと思えます。

こちらはモニタリングの情報共有・公表システムを整備してきていたわけなのですけれども、緊急時に公表するという基本の考え方で整備をしてきていた。これについて、平常時から公表することによって、国民への情報伝達がむしろ円滑になるのではないかと、緊急時における情報伝達が円滑になるということに役立つのではないかという考え方で、今回、そうした方針をお諮りすることにしたというものでございます。

○司会 ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

-了-